

富里市車両置場等の土地利用に関する指導指針

令和8年10月16日

富里市車両置場等の土地利用に関する指導要綱（令和8年告示第135号。以下「要綱」という。）第4条に基づく指導指針を次のとおり定める。

第1章 基本方針

車両置場等の不適切な設置等を未然に防止し、市民生活の安全確保及び生活環境の保全を図るものとして、要綱に基づき指導指針において一定の基準を定める。

第2章 土地利用行為に関する基準

土地利用行為に係る計画は、本章の基準における必要事項を満たすように努めること。

1 市民生活の安全に対する地域との調整事項

- (1) 隣接土地所有者及び居住者等に事前説明を実施すること。
- (2) 事業者名、連絡先等を記載した案内標識看板を設置すること。

【案内標識看板の例】

事業者名	
連絡先	
事業内容	
保管物件	
※ その他 必要な事項	

2 自然環境等に対する配慮事項

- (1) 地形の改変に当たっては、敷地の周囲に緑地を配置するなど、周囲の自然環境に配慮するように努めること。
- (2) 貴重な生物の生息地や良好な自然環境が敷地内に存する場合には、それらの保護及び保全に努めること。
- (3) 大気汚染、水質汚濁（地下水汚染を含む。）、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等により、地域の自然環境及び生活環境に著しい影響を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 土地利用の形態及び外観は、周辺の環境に配慮したものとする。

3 共通事項

- (1) 油等の流出、土地の崩壊等周辺環境への被害を防止する措置を講ずること。
- (2) 地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずること。
- (3) 文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定するものをいう。）の保存が図られていること。
- (4) 市道や法定外公共物（道路又は水路）等に関し必要な手続を行うこと。
- (5) 雨水の流出等により周辺環境に支障を及ぼさないよう、排水等の整備に関し、適正な排水計画の下、必要な措置を講ずること。
- (6) 敷地の周囲を塀や柵などで囲う場合は、視認性の確保や飛散防止の措置を講ずるとともに、周辺の景観と調和した素材や色彩などに配慮すること。
- (7) 堆積又は保管する場合は、高さをできる限り低く抑え、整然とした配置や積み上げとすること。
- (8) 事業者は、富里市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 土地利用行為に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）等の関係法令を遵守すること。

第3章 既存の車両置場等について

- 1 要綱の施行日（令和8年10月16日）前に存在する車両置場等については、要綱の定める事項に準じて取り扱うものとする。
- 2 要綱の施行日前に存在する車両置場等については、次に定める事項を満たすように努めること。
 - (1) 事業者名、連絡先等を記載した案内標識看板を設置すること。
 - (2) 地形の改変に当たっては、敷地の周囲に緑地を配置するなど、周囲の自然環境に配慮するように努めること。
 - (3) 貴重な生物の生息地や良好な自然環境が敷地内に存する場合には、それらの保護及び保全に努めること。
 - (4) 大気汚染、水質汚濁（地下水汚染を含む。）、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等により、地域の自然環境及び生活環境に著しい影響を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。
 - (5) 土地利用の形態及び外観は、周辺の環境に配慮したものとする。
 - (6) 油等の流出、土地の崩壊等周辺環境への被害を防止する措置を講ずること。

- (7) 地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずること。
 - (8) 文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定するものをいう。）の保存が図られていること。
 - (9) 市道や法定外公共物（道路又は水路）等に関し必要な手続を行うこと。
 - (10) 雨水の流出等により周辺環境に支障を及ぼさないよう、排水等の整備に関し、適正な排水計画の下、必要な措置を講ずること。
 - (11) 敷地の周囲を塀や柵などで囲う場合は、視認性の確保と飛散防止の措置を講ずるとともに、周辺の景観と調和した素材や色彩などに配慮すること。
 - (12) 集積又は保管する場合は、高さをできる限り低く抑え、整然とした配置や積み上げとすること。
 - (13) 事業者は、富里市暴力団排除条例（平成24年富里市条例第2号）に規定する暴力団員でないこと。
 - (14) 土地利用行為に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）等の関係法令を遵守すること。
- 3 市長は、上記2(1)から(12)までに規定する事項を確認するために必要なことは、富里市車両置場等の土地利用に関する運用指針第4章に定める。

第4章 対象・対象外となる車両置場等について

- 1 要綱第2条に規定する資機材等における「その他これらに類する資機材」の例として、次に掲げるものを示す。
- (1) トラクターや耕運機など自走する農機具等
 - (2) ブルドーザーやフォークリフトなどの重機等
 - (3) 前2号に規定する資機材等に関する部品等
- 2 要綱第2条に規定する資機材等の対象外となるものの例として、次に掲げるものを示す。
- (1) ナンバー登録のある車両
 - (2) 廃棄物

第5章 関係法令等や配慮事項について

要綱第5条に定める事前に協議を行う関係課等は、次のとおりとする。

ただし、関係課等以外の課等と協議が必要と市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 都市計画課
- (2) 環境課

- (3) 市民活動推進課
- (4) 農政課
- (5) 建設課
- (6) 上下水道課
- (7) 農業委員会事務局
- (8) 学校教育課
- (9) 生涯学習課
- (10) 予防課

附 則

この指導指針は、令和8年10月16日から施行する。